

平成30年6月18日

退職者の就職に関する届出について

職員就業規則第26条の3に基づき、退職後の就職について届出のあった者を報告する。

対象期間：平成29年11月1日～平成30年4月30日

No.	役職名	再就職の 約束をした日	退職日 (予定日含む)	再就職要求日・ 応募日等 (注1)	再就職日 (予定日含む)	再就職先の業務内容	再就職先における地位	再就職援助内容 (注2)
1	審査専門員	H29.11.24	H29.12.31	—	H30.1.5	住宅機器販売	役員	—
2	進行調整専門員	H29.12.11	H30.1.31	—	H30.2.1	医薬品の開発、輸入、製造販売	届出時点では未定	—
3	審査専門員	H29.12.13	H30.2.28	H29.9.20	H30.3.1	医薬品開発における臨床薬理の解析	Senior Scientist	無し
4	調査専門員	H29.12.25	H30.3.31	H29.11.1	H30.4.1	経営コンサルティング	シニアアソシエイト	無し
5	審査専門員 (臨床医学担当)	H30.1.12	H30.3.31	H29.10.31	H30.4.1	新薬開発	マネージャー	無し
6	調査専門員	H30.1.29	H30.3.31	H29.11.7	H30.4.1	情報セキュリティシステムの構築・運用・監視	一般職員	無し
7	審査専門員 (臨床医学担当)	H30.2.16	H30.3.31	H29.11.下旬	H30.4.1	臨床開発	契約社員	無し
8	審査専門員	H30.2.22	H30.3.31	H30.2.15	H30.4.1	翻訳、メディカルライティング	登録翻訳者	無し

注1：再就職を約束した日以前の在職中において、再就職先に対し、最初に再就職先の地位に就くことを要求した日のほか、企業等が公募するものに対し自主的に応募した日等

注2：退職後の就職の援助を行った者の当該援助の内容

※注1～2は、就業規則改正により、平成30年1月1日より届出が必要となった項目（NO.1～2の2名についてはそれ以前の届出であるため当該事項に係る届出はない）